

## 議 事 内 容

- 局長 定刻となりましたので、第 120 回常設審議委員会をはじめさせていただきますと思います。  
それでは、〇〇会長、ご挨拶をお願いします。
- 〇〇会長 (会長あいさつ)
- 〇〇会長 それでは、ただいまから第 120 回常設審議委員会を開会いたします。  
まず、本日の出席状況を報告してください。
- 局長 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 15 名の出席となっています。  
常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 〇〇議長 次に、前回の審議案件の結果及び補足説明について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告)  
(前回の佐賀県農業振興地域整備基本方針の変更について、資料に基づき補足説明)
- 〇〇議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、農地法第 5 条・4 件を議題としています。  
どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
- 〇〇議長 また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手をしていただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
- 〇〇議長 それでは、ただ今から議事に入ります。  
議事録署名者として、〇〇市・〇〇委員と〇〇市・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 〇〇議長 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。  
一括上程しますので、内容について、農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。

- 〇〇議長 はじめに、農地法第4条関係について、農業会議事務局からお願いします。
- 農業会議事務局 (整理番号4-1について、資料に沿って説明)
- 〇〇議長 次に、農地法第5条関係について、〇〇市農業委員会から2件続けてお願いします。
- 〇〇市農業委員会 (整理番号5-1及び5-2について、資料に沿って説明)
- 〇〇議長 次に、〇〇市農業委員会からお願いします。
- 〇〇市農業委員会 (整理番号5-3の案件について説明)
- 〇〇議長 次に、〇〇市農業委員会からお願いします。
- 〇〇市農業委員会 (整理番号5-4の案件について説明)
- 〇〇議長 ただいま、農地法第4条関係1件、農地法第5条関係4件の案件について、説明がありました。  
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
- 〇〇議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 資金計画で、建設費〇〇千円が計上されています。全体事業費の約5割ほどを占めていますが、その内容についてお伺いいたします。

- 〇〇市農業委員会 9区画の計画で、そこに建物を建てる費用が計上されているところです。  
 特定建築条件付売買予定地の場合は、エンドユーザーがご自分で家を選んで建てるということになりますので、通常この値段では家を建てることはできません。  
 今計上している建物の金額は、お客さんがいなくて転用が進まない場合に、転用事業者が建売を建てて事業を完了させる条件となっているため、その場合に建物を建てる費用をここに計上しています。このため、ここに計上しているのは自社で建てて売る場合の費用が計上されています。
- 〇〇委員 北側に田がありますが、もし、敷地の北側に家を建てた場合に、日照の件でもめたりすることが懸念されるが、その点について、教えてください。
- 〇〇市農業委員会 建物の配置については、参考までに記載されているところです。隣接地の同意については、いただいているところです。
- 〇〇委員 境界ギリギリにブロックを作った場合に、農作業上支障が出るのではないかと危惧されるが、その点を教えて欲しい。
- 〇〇市農業委員会 土地の境界に沿ってコンクリート構造物を設置された場合、どうしてもギリギリまで耕作することができないと思いますので、そこは耕作者がある程度引いたところで耕作されていると思います。ただ、それを含めて同意をされていると思います。  
 開発がされる時は、地元の方とお話しがされます。その中で、ある程度ので了承やその施工の仕方について協議がされるため、場合によっては、斜めに少し引いてされる場所も〇〇市では見受けられます。  
 開発の際の協議の中で行われていますので、今回は、申請の内容で承諾が得られているところです。
- 〇〇議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇 申請の事務所の敷地拡張 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇議長 質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇 申請の 鶏糞二次乾燥施設 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 臭い対策として、住民説明会を開くようお願いしていることや30%以下で搬入するようにと説明があったところです。ビニールハウスの中で15%位までは乾燥させるのかと思います。その後の製品化とか利用方法とかについて、教えてください。
- 〇〇市農業委員会 鶏糞については、たまねぎ農家やキャベツ農家に取りに来られたり、また、申請者がペレットにする機械を所有しているため、鶏糞をペレットにして販売もされているようです。
- 〇〇議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇 申請の 資材置場 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 雨水排水路の形状について教えてください。  
また、傾斜の程度によっては、下流域に対して、土石流などの懸念がないのかについても教えてください。
- 〇〇市農業委員会 雨水排水について、申請地の周りに運搬搬入道路の外周に排水路が設置されます。また、排水路の深さは約30cmです。  
申請地の高低差は、約4mで、4段で造成する計画となっています。  
申請地は、特定盛土の規制区域内ということで、事前に土木事務所に相談した結果、盛土規制法の届出が不要と判断されたところです。
- 〇〇委員 残土処分用の置場ですが、公共事業で発生する残土の場合、災害によって土砂置場が崩れる場合が多いようです。  
公共用の土を捨てるという観点から行政もかなりの責任が伴うのではないのかなと思うわけです。公共用で発生した土をここに置くため、行

政もある程度責任を一緒に持っていくという話はされているのでしょうか。

〇〇市農業委員会      〇〇市に限って言いますと、公共工事における残土処分地が本当に不足している状況で、市内の土木業者も自社で確保されているところです。山間地のほうで、残土処分をされる場所がありますが、市内の業者が持ち込むということで、残土処分地が不足しているところです。行政のほうでも本来は確保しなければならないということになります。今のところ公共用地のほうも持ち込みができないということで、民間の方にお世話になっている状況です。

〇〇議長      ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

〇〇議長      全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。

〇〇議長      以上、本日意見を求められた 農地法第4条関係1件、農地法第5条関係4件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

〇〇議長      続きまして、その他の項目に移ります。地域計画のブラッシュアップについて、事務局から説明を求めます。

農業会議事務局      (資料2-1、2-2により事務局説明)

〇〇議長      続きまして、「農業者年金、全国農業新聞の推進について」農業会議事務局より説明をお願いします。

農業委員会事務局      (資料3により事務局説明)

〇〇議長      ただいま、事務局から説明がありました。皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇議長      他にないようございまして、以上をもちまして、第120回常設審議委員会を終了いたします。本日は、お疲れさまでした。

次回は4月16日(月)、「佐賀総合庁舎」にて、開催となりますので、ご予定をお願いします。

